福　祉

介護保険制度

介護保険は老後の安心を皆さんで支える仕組みです。
介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが受けられます。

介護保険料

●65歳以上の方(第1号被保険者)
◎ 保険料は所得に応じた額になります。
◎ 年金を年額18万円以上受給している方は年金の定期支払(年6回)の際に天引きされます。
年金の額が年額18万円未満の方は納付書または口座振替によって佐賀中部広域連合に支払います。

●40歳～64歳の方(第2号被保険者)
◎ 保険料は、現在支払っている医療保険料と一括して支払います。保険料は、加入している医療保険によって異なり、その額は、それぞれ加入している医療保険の算定方法により決まります。

介護サービスの対象者

次の状態にある人で、要介護認定等を受けた人。

●65歳以上の方(第1号被保険者)
日常生活での基本動作について常に介護を必要とする状態(要介護状態)にある人や、常時介護を必要とはしないが、日常生活を営む上で支援が必要な状態(要支援状態)にある方。

●40歳～64歳の方(第2号被保険者)
初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要な状態にある方。

要介護認定等の手続き

介護又は支援が必要な状態にあるか否か、及び介護の必要度(要介護度)を判定してもらうため、佐賀中部広域連合に要介護認定の申請を行う必要があります。申請の受付は、佐賀中部広域連合または本庁高齢福祉課で行っています。
65歳以上の方(第1号被保険者)の申請には、介護保険被保険者証が必要になります。
40歳～64歳の方(第2号被保険者)の申請には、健康保険証が必要になります。

介護サービスなどの主な内容

	居宅サービス	地域密着型サービス
要介護・要支援者	●訪問介護【訪問型サービス】 ●訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護) ●訪問看護(介護予防訪問看護) ●訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) ●通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) ●通所介護【通所型サービス】 ●短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護) ●短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) ●居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導) ●特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者介護)	●小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護) ●看護小規模多機能型居宅介護 ●認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護) ●認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護) ●地域密着型通所介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※要介護 3～5
	福祉用具・住宅改修	**施設サービス**
	●福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与) ●特定福祉用具販売 (特定介護予防福祉用具販売) ●住宅改修費支給 (介護予防住宅改修費支給)	●介護老人福祉施設 ※要介護 3～5 ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設 ●介護医療院

※( )内は介護予防サービス【 】内は介護予防・日常生活支援総合事業の名称。要支援の認定を受けた方及び事業対象者の方が対象。

介護保険に関するご相談は

佐賀中部広域連合 ☎40-1111 FAX 40-1165
高齢福祉課 地域包括支援係
☎40-7284 FAX 40-7393

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度への加入について

75歳以上の方(一定の障がいのある65歳から74歳までの方で希望される方を含む)は、後期高齢者医療制度で医療を受けることになり、国民健康保険や被用者保険から離脱して佐賀県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度に加入することとなります。

後期高齢者医療制度で受けられる給付

医療機関等で保険証を提示して診療を受けたとき、外来、入院ともにかかった医療費の1割(一定以上の所得のある方は3割)を自己負担し、残りの9割(または7割)は後期高齢者医療制度で負担します。

○高額療養費
1ヶ月に支払った自己負担額の合計が、限度額を超えたときは、申請により、限度額を超えた分が高額医療費として後から払い戻されます。

申請に必要なもの
本人確認ができるもの(運転免許証など)
印かん(認印可)
振込先口座を確認できる通帳など

・被保険者以外の方が手続きされる場合は、委任状などが必要な場合があります。
・一度申請を行えば、次回からは初回申請時に登録された口座へ振り込まれます。振込口座を変更したい場合には、改めて手続きを行う必要があります。(入院時の食事代や保険のきかない差額ベッド代などは対象となりません。)

医療機関等での医療費支払額が高額になりそうな場合

医療費支払額が高額になりそうな場合、限度額認定適用される対象者の方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」や「後期高齢者医療限度額適用認定証」を事前に医療機関等に提示することで、請求額が自己負担限度額までとなります。
上記認定証の交付には申請が必要です。対象者かどうか、また申請方法等、詳しくは下記担当係までお尋ねください。

保険年金課 後期高齢者医療係
☎40-7274 FAX 40-7390

高齢者のために

緊急通報システム

おおむね65歳以上の身体が虚弱な高齢者世帯、または日中独居の高齢者や身体障がい者(身体障害者手帳1,2級の方)が、急病等に見舞われたときに、簡単な操作で消防局等に直接通報できるシステムです。

高齢福祉課 長寿推進係 ☎40-7253 FAX 40-7393

高齢者バス優待乗車券購入助成事業

70歳以上の高齢者を対象に、市営バス路線及び昭和バス路線で1回乗車につき100円で利用できる「シルバーパス券」の購入費の一部を助成します。

高齢福祉課 長寿推進係 ☎40-7253 FAX 40-7393

安否確認サービス

おおむね65歳以上の一人暮らし、高齢者のみ世帯等で、安否確認が必要な方に対して、定期的に居宅に訪問し安否確認を行います。

高齢福祉課 介護予防係 ☎40-7256 FAX 40-7393

生活支援サービス

おおむね65歳以上の方で、社会適応が困難な方などにヘルパーを派遣したり(生活支援員派遣)、市内の特別養護老人ホームに短期間の宿泊をしながら指導・支援を行います(短期宿泊)。

●生活支援員派遣
1時間 ： 150円(1回1～2時間、1週あたり上限4時間)

●短期宿泊
1日あたり ： 1,000円(年間60日以内)

※ただし、介護保険の要支援・要介護認定を受けた方は、ご利用できません。

高齢福祉課 長寿推進係 ☎40-7253 FAX 40-7393

軽度生活援助サービス

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者等で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない虚弱な方に対して、援助員が訪問し簡易な援助を行います。
30分50円(最低1時間からの利用)(1回1～2時間、1週あたり上限4時間)

高齢福祉課 長寿推進係 ☎40-7253 FAX 40-7393

紙おむつ支給

在宅で生活するおおむね65歳以上の方で、要介護4または5の認定をもつ方を介護する家族に対して紙おむつ等を支給します。

※介護者と要介護者が市県民税非課税世帯に限ります。

高齢福祉課 長寿推進係 ☎40-7253 FAX 40-7393

あん摩・はり・きゅう等施術券

65歳以上の方に、あん摩・はり・きゅう等の施術に対する助成を行っています。一回につき1,000円、年度内24回までを助成する施術券を1年度に1回交付します。

高齢福祉課 長寿推進係 ☎40-7253 FAX 40-7393

寝具洗濯乾燥消毒サービス

おおむね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみ世帯、身体障害者1、2級の方などで、寝具の衛生管理が困難な方に年2回、寝具類の洗濯乾燥消毒サービスを行います。

※市県民税が非課税の世帯に限ります。

高齢福祉課 長寿推進係 ☎40-7253 FAX 40-7393

障害者控除対象者認定書の発行について

佐賀市内に住所のある満65歳以上で、次に該当する方は「障害者控除対象者認定書」の発行対象者となる場合があります。

●発行条件

・障がいの程度が各障害者手帳の障がいの程度に準ずる場合。

・寝たきり、または認知症で一定の要件を満たしている場合。

※確定申告時に「障害者控除対象者認定書」の提示により、所得税や市県民税の税法上の控除を受けることができます。

※身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている方は、申告の際にその手帳を提示することで控除を受けられますので、認定書は必要ありません。

高齢福祉課 長寿推進係
☎40-7253 FAX 40-7393
障がい福祉課 障がい総務係
☎40-7251 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

高齢者の介護・福祉等各種相談窓口

地域包括支援センター(おたっしゃ本舗)は、高齢者のみなさんがいつまでも住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう、介護・福祉・医療などのさまざまな機関と連携し、総合的に支援するために設けられた“高齢者のみなさんのための総合相談窓口”です。認知症の相談にも応じます。

センター名	担当地区	電話番号
おたっしゃ本舗 佐賀 (佐賀市地域包括支援センター)	勧興 神野	40-7284
おたっしゃ本舗 城南 (佐賀市城南地域包括支援センター)	赤松 北川副	41-5770
おたっしゃ本舗 昭栄 (佐賀市昭栄地域包括支援センター)	日新、嘉瀬、新栄	41-7500
おたっしゃ本舗 城東 (佐賀市城東地域包括支援センター)	循誘、巨勢、兵庫	33-5294
おたっしゃ本舗 城西 (佐賀市城西地域包括支援センター)	西与賀 本庄	41-8323
おたっしゃ本舗 城北 (佐賀市城北地域包括支援センター)	高木瀬 若楠	20-6539
おたっしゃ本舗 金泉 (佐賀市金泉地域包括支援センター)	金立 久保泉	71-8100
おたっしゃ本舗 鍋島 (佐賀市鍋島地域包括支援センター)	鍋島 開成	97-9040
おたっしゃ本舗 諸富・蓮池 (佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター)	蓮池 諸富町	47-5164
おたっしゃ本舗 大和 (佐賀市大和地域包括支援センター)	大和町	51-2411
おたっしゃ本舗 富士 (佐賀市富士地域包括支援センター)	富士町	58-2810
おたっしゃ本舗 三瀬 (佐賀市三瀬地域包括支援センター)	三瀬村	56-2417
おたっしゃ本舗 川副 (佐賀市川副地域包括支援センター)	川副町	97-9034
おたっしゃ本舗 東与賀 (佐賀市東与賀地域包括支援センター)	東与賀町	45-3238
おたっしゃ本舗 久保田 (佐賀市久保田地域包括支援センター)	久保田町	51-3993

※お住まいの担当地区(小学校区)のおたっしゃ本舗にご相談ください。

高齢福祉課 地域包括支援係
☎40-7284 FAX 40-7393

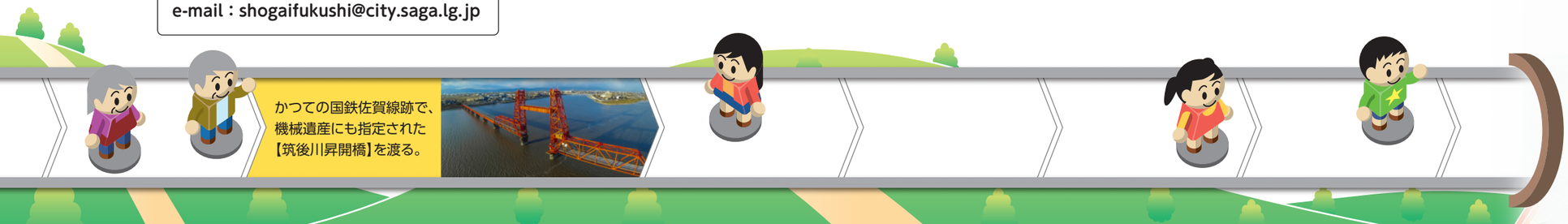

障がい者福祉

障がい者福祉

心身に障がいのある方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つことによって、各種の障がい者福祉サービスが受けられます。

※手帳の等級、障がいの内容、所得制限等により受けられない障がい者福祉サービスもあります。

障がい福祉課 障がい総務係
☎40-7251 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

重度心身障害者医療費の助成

身体障害者手帳1、2級をお持ちの方、療育手帳をお持ちでIQ35以下の方又は身体障害者手帳3級かつ療育手帳をお持ちでIQ50以下の方の、医療費本人負担分(保険診療分のみ。入院時食事療養費を除く。)から月額500円及び高額療養費等を除いた額が助成されます。

障がい福祉課 障がい総務係
☎40-7251 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

特別児童扶養手当の支給

20歳未満であって中度以上の障がいのある在宅の児童を養育している方に支給されます。

障がい福祉課 障がい総務係
☎40-7251 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

障害児福祉手当、特別障害者手当の支給

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度の障がい児・者に支給されます。

障がい福祉課 障がい総務係
☎40-7251 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

自立支援医療費(更生医療・育成医療)の給付

身体に障がいを有する18歳未満の児童及び18歳以上の身体障害者手帳所有者に対し、その障がいを軽くしたり進行を防ぐことが可能な場合(心臓手術、血液透析など)に医療費が給付されます。

障がい福祉課 障がい総務係
☎40-7251 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

自立支援医療費(精神通院医療)の給付

精神疾患の治療のために通院されている方に対し、医療費の自己負担額を原則1割とします。(所得に応じて上限額あり)

障がい福祉課 生活支援一係
☎40-7255 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

福祉タクシー利用助成

視覚、肢体(上肢・下肢・体幹)、内部、知的、精神障がいの重度心身障がい者に対しタクシー利用助成券が交付されます。

障がい福祉課 障がい総務係
☎40-7251 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

障がい福祉サービス

障がいのある方が必要とするサービスを受けることができます。

居宅介護、短期入所、グループホーム等、および障害児通所支援(放課後等デイサービス等)

障がい福祉課 生活支援一・二係
☎40-7255 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

発達相談窓口

子どもの発達のことで気になるけど、どこに相談したらいいのか分からない保護者の方に、臨床心理士や保健師による個別相談を行い、適切な支援に繋げていきます。

障がい福祉課 発達支援室
☎40-7248 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けている方に必要な補装具の費用の一部が支給されます。

障がい福祉課 障がい総務係
☎40-7251 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

日常生活用具の給付

在宅の障がい児・者等に日常生活を容易にするために日常生活用具が給付されます。

障がい福祉課 生活支援二係
☎40-7255 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

日中一時支援

日中、障害福祉サービス事業所等において、障がい児・者に活動の場を提供し、家族の就労支援や介護の負担軽減を図ります。

障がい福祉課 生活支援一・二係
☎40-7255 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

移動支援

屋外での移動が困難な障がい児・者にヘルパーを派遣して、外出のための支援を行います。

障がい福祉課 生活支援一・二係
☎40-7255 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

障がい者相談支援

障がい者及びその家族に対し、障がい者福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、情報の提供などを総合的に行っています。

障がい福祉課 生活支援一・二係
☎40-7255 FAX 40-7379
e-mail：shogaifukushi@city.saga.lg.jp

子どもや家庭生活のために

母子生活支援施設への入所希望をするときは

母子家庭の母子が自立できるまでの施設として、母子生活支援施設があり、そこでは母子支援員や少年指導員が、母子の生活支援を行っています。

入所には、母子家庭で18歳未満の子どもと同一世帯を営むものなど、一定の要件があります。

こども家庭課 家庭児童相談室
☎40-7254 FAX 40-7395

出産費に困る方は

経済的理由で入院助産を受けることができない場合は、助産施設を利用する制度があります。

こども家庭課 子育てコーディネート係
☎40-7289 FAX 40-7395

児童手当

中学校修了前までの子どもを養育している方に支給されます。

公務員の方は、職場での手続きになります。

こども家庭課 子育て給付係
☎40-7252 FAX 25-5440

子どもの医療費助成制度

0歳から小学生までは、入院・通院及び調剤にかかる医療費の一部が助成されます。事前に受給資格証の申請が必要です。中学生は、入院にかかる医療費の一部が助成されます。

こども家庭課 子育て給付係
☎40-7252 FAX 25-5440

児童扶養手当

ひとり親家庭や父又は母が重度の障がいを有する場合等で、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障がいを有する場合は20歳未満)を養育している方に支給されます。(所得制限があります。)

こども家庭課 子育て給付係
☎40-7252 FAX 25-5440

米どころでもある広大な【佐賀平野】の麦秋の風景をサイクリング。

ひとり親家庭等医療費助成制度

母子家庭、父子家庭、父母のいない児童の医療費の一部が助成されます。(所得制限があります。)

こども家庭課 子育て給付係
☎40-7252 FAX 25-5440

悩み事の相談をするには

家庭児童相談室には、家庭相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員がいます。子育てやDV・離婚・ひとり親の支援制度などのいろいろな悩みや困った問題について、それぞれの相談員が、問題解決への助言や支援を行っています。

こども家庭課 家庭児童相談室
☎40-7254 FAX 40-7395

ひとり親等で経済的支援が必要なときには

佐賀県が実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を促進するための資金貸付の相談・受付を行っています。

こども家庭課 家庭児童相談室
☎40-7254 FAX 40-7395

放課後児童クラブ

市内34小学校区に児童クラブを設置し、市内小学校に通う留守家庭児童を対象として放課後や長期休業中等に児童をお預かりしています。

子育て総務課 児童育成係
☎40-7285 FAX 40-7395

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

児童を養育中の保護者が疾病、出産等により家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一定期間(7日以内)お預かりします。

また、保護者が仕事その他の理由で緊急一時的に平日の夜間、または休日に養育することが困難になった場合に、児童福祉施設で一時的にお預かりします。

※利用料は所得等の状況により異なります。
※施設の空き状況等により利用できないことがあります。

実施施設：みどり園（2歳未満児）
聖華園・佐賀清光園（2歳以上児）
かみぞのホーム（2歳未満児・2歳以上児）

こども家庭課 子育てコーディネート係
☎40-7289 FAX 40-7395

病中・病気回復期の子どもを保育します

「病中」および「病気回復期」にある子どもの世話が仕事の都合などで難しい場合に、小児科に併設した保育室で預かるサービスです。

実施施設

●ぞうさん保育室(橋野こどもクリニック内)
住 所：高木瀬東4丁目14-3
☎31-0022 FAX 31-0016

●かるがものへや(おおたゆうこ小児科内)
住 所：木原2丁目23-1
☎26-4114 FAX 26-4115

【サービスの内容】

・対　　象：生後2ヶ月から小学3年生までの児童
・利用時間：月曜日～金曜日 8:00～18:00
土曜日 8:00～13:00
(日曜日、祝日、年末年始は休み)
・利用料金：1日 1,500円+診察料
半日 750円+診察料

※利用の際には、事前の登録が必要です。各実施施設又は子育て総務課に備付けの「児童登録票」を利用したい施設に提出してください。
※病状によってはお預かりできないことがあります。詳しくは、実施施設にお問い合わせください。

子育て総務課 子育て政策係
☎40-7293 FAX 40-7395

佐賀市子育てサポートセンター ふるはぁと

佐賀市子育てサポートセンターは、子育てのお手伝いが必要な人と子育てのお手伝いができる人が会員登録をして、相互援助活動を行う会員組織です。会員登録後に依頼されたお手伝いができる会員をお探ししますので早めの登録をお勧めします。

■ 対象

・サポートママ
佐賀市在住で身内からの援助が受けられない妊産婦

・ファミリーサポート
佐賀市内在住または市内に勤務で身内からの援助が受けられない人

■ 登録方法

・センターにて登録、30分程度の事業説明を受けていただきます。(無料)

■ サポート内容・期間

・サポートママ
産後8週間までの家事支援や沐浴介助、上の子のお世話など

・ファミリーサポート
0歳から小学校6年生までの子どもの保育施設や児童クラブ等の送迎、子どもの預かりなど

※ 依頼されたお手伝いの内容や子どもの発育状況等により利用期間が変わる場合があります。

■ 利用料の基準

・サポートママ 700円/時間
・ファミリーサポート 600円/時間
※ 早朝、夜間、土日祝日はプラス100円
※ 車使用やおやつ・食事の提供を行った場合は別途費用がかかります。
※ 市民税非課税世帯、ひとり親家庭(所得制限あり)、生活保護受給世帯は利用料が減額になる場合があります。
詳細はお問い合わせください。

佐賀市子育てサポートセンター『ふるはぁと』
(佐賀市子育て支援センターゆめ・ぽけっと内)
☎40-7288　FAX 28-2911

保育施設に入るには

保護者が病気や働いている等の理由で保育を必要とするお子さんが入所できます。また、一時預かり保育や休日保育を行っている園もあります。

※保育施設の住所等はP64.65をご覧ください

保育幼稚園課 入所・入園係
☎40-7286　FAX 40-7395

一時預かり保育

平日に急な病気や用事など、いろいろな理由で一時的に保育を必要とする場合にご利用できます。

実施園はP64.65の一覧の中で「一時預かり」欄に「○」がついている施設です。施設の空き状況や申し込みについては、直接実施園へお問い合わせください。

保育幼稚園課 幼保事業係
☎40-7294　FAX 40-7395

休日保育

休日に仕事などで保育を必要とする場合にご利用できます。(1歳3ヶ月以上の児童)

P64の保育所(園)の13・28で実施しています。

保育幼稚園課 入所・入園係
☎40-7286　FAX 40-7395

佐賀市子育て支援センター「ゆめ・ぽけっと」

ゆめ・ぽけっとに遊びにきませんか!

子育て支援センター
「ゆめ・ぽけっと」では、
楽しい子育てを応援するために、
いろんな講座を開催しています。
みなさんのご参加を
お待ちしています!

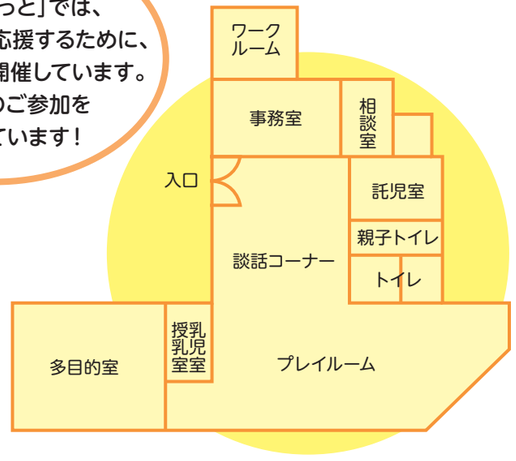

乳幼児とその保護者がいつでも自由に遊び、気軽に子育てに関する相談ができ、さらに子育てに関わる団体の活動、交流を支援する施設で、プレイルーム・談話コーナー・多目的室・乳児室などを備えています。

開館時間：10:00～17:00
休 館 日：毎週日曜日、国民の祝日(土曜日を除く)、年末年始
対 象 者：乳幼児とその保護者、市内の子育てに関わる団体
入 館 料：無料
託 児 料：1時間当たり300円/人(最大3時間まで利用可能)
※保護者のリフレッシュを目的に利用できます。
※「ゆめ・ぽけっと」利用者が対象です。

駐 車 場：永池本店駐車場
① 遊びや託児でご利用の方
・・・ご利用時間に応じ、最大2時間無料
② 主催事業参加者・関係者
・・・ご利用時間に応じ、最大3時間無料

子育て支援センター『ゆめ・ぽけっと』
佐賀市白山二丁目7-1(エスプラッツ2階)
☎40-7287　FAX 28-2911

生活福祉

生活保護

病気やケガ、その他の理由で収入が無くなったり、少なくなったりしたことで、生活を維持することが困難になった方のために、生活保護制度があります。これは、健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自分の力で生活できるようになるための手助けする制度で、国が定めた基準に基づいて、生活費や医療費等を援助するものです。

ただし、生活保護制度を受ける場合は、まず自分の力でできる限りの努力をすることはもちろん、親族からの援助や生活保護以外の制度の活用等、生活を維持していくためのあらゆる方法を講じなければなりません。生活に困ったときには、まずはお住まいの地区の民生委員、本庁生活福祉課へご相談ください。

生活福祉課 保護一～四係　☎40-7259、7261～7263　FAX 24-2866

広大なフランスの田舎風観光牧場【どんぐり村】で動物とふれあい体験。

住居確保給付金

失業などにより生活が困窮し、住居を喪失している方、または住居を喪失するおそれのある方に、市が住居確保給付金を支給する制度があります。支給要件に該当すれば、定められた期間、住居賃料実額(上限あり)を市が家主に直接納付します。詳細については、本庁生活福祉課へご相談ください。

生活福祉課 福祉・就労支援室　☎40-7264　FAX 24-2866

福祉・就労支援

ハローワーク佐賀と協力して本庁1階に「福祉・就労支援コーナー(愛称:えびすワークさがし)」を開設し、主に福祉サービスの対象者に就職の相談や職業紹介を行っています。

生活福祉課 福祉・就労支援室　☎40-7264　FAX 24-2866

生活困窮者自立支援

生活困窮者の自立を支援するため、「佐賀市生活自立支援センター」を開設して、本人の状態に応じた相談支援や就労促進のための支援、子どもの学習支援等を実施しています。

- **所 在 地：佐賀市白山二丁目2-7 KITAJIMAビル1階**
- **開設時間：午前10時から午後6時まで(土日、祝日、年末年始は閉館)**
- **委 託 先：特定非営利活動法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス**
- **電話番号：60-6209(委託先の変更により変わる場合があります。)**

生活福祉課 福祉・就労支援室　☎40-7264　FAX 24-2866

家計相談

主に生活困窮者を対象に、家計収支の見直しや、借金・滞納などの解決などの相談に応じる「佐賀市家計見直し相談室」を開設しています。

- **所 在 地：佐賀市白山一丁目2-13 諸永ビル2階**
- **開設時間：午前9時から午後6時まで(土日・年末年始は閉所)**
- **委 託 先：グリーンコープ生活協同組合さが**
- **電話番号：37-0750(委託先の都合により変わる場合があります。)**

生活福祉課 福祉・就労支援室　☎40-7264　FAX 24-2866

福祉まるごと相談窓口

世帯の中で、福祉の悩みや問題を抱えている方が複数人いる方。一人で複数の悩みを抱えている方。または、福祉の悩みをどこに相談してよいか分からない方は、福祉まるごと相談窓口へご相談ください。

- **窓口場所：佐賀市役所1階14番窓口**
- **開設時間：午前8時30分から午後5時まで(土日・祝日、年末年始は休み)**
- **委 託 先：社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会**
- **電話番号：40-7247**

※詳しくは10ページをご覧ください。

福祉まるごと相談窓口　☎40-7247　FAX 40-7393

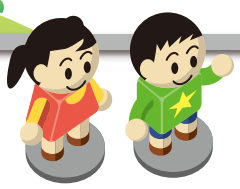

九州の嵐山と呼ばれる【川上峡】で季節を楽しむ。